笠岡市物品等購入契約希望者簡易登録要綱の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （対象となる契約） | （対象となる契約） |
| 第２条　対象は，契約金額が３０万円未満の物品，食材及び燃料を購入する契約とする。 | 第２条　対象は，契約金額が２０万円未満の物品，食材及び燃料を購入する契約とする。 |